

レガ當初カラ寛ギガ附イテ、十年間ニ均分シテ一年分ノ負擔額モ減少シ、順次ニ繰延ベテ納メテ良
イト云フコトニナレバ、市民モ亦已ムヲ得ナイト云フ考ヲ持ツカ知レマセヌカラ、幸ニ諸君ノ御贊
成ヲ得テ、之ガ出來マス以上ハ但書ノ點デアリマスガ、私ハ但書ヲ存シテ置キタイト云フ希望ヲ先
達而以來持ツテ居リマス、トコロデ但書ノ特別ノ事由ト云フ範圍ガ頗ル不明瞭デアリマスカラ、之ニ
付テ明確ナル御答辯ヲ得タイト思ツテ、前回ニモ質問致シタノデアリマス、段々御話ヲ承リマスト
但書ニ該當スルモノハ何デアルカト云フト、ソレハ本令ガ施行セラレテ一ヶ年以内ニ火災震災其他
ノ事變ニ因ツテ著シキ損害ヲ受ケタル者ハ、其程度ニ依ツテ災害直後ノ負擔金ヲ猶豫ルスト云フノ
デアル、大正十二年ノ震災ハ無論之ニ加ハラナイノデアリマスガ、併ナガラ今後非常ノ事ガ起ツタ
場合ト云フコトニナルノデス、實條問題トシテサウ云フコトガアルカドウカ疑問デスカラ、但書ノ
效用ハ餘リ效果ノアルモノデナイト思ヒマスカラ、ソレヲ御削リニナルト云フコトモ、敢テ私ハ固
執致ス次第デアリマセヌ、併ナガラ實際ノ場合ニ今日迄道路ノ負擔金デモ、全ク負擔ノ出來
得ナイモノハ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ徵收スルカト云フコトハ、實際問題トシテ私ハ忍ビナイモノ
デアラウト思フ、非常ナ事變ガ萬一起ツタト云フヤウナ場合、其場合ニ當ツテ何等カノ方法ヲオ講
ジニナルヨリ仕方ガナイト思フ、假ニ資產ノ無イ者ニ向ツテ裁判ガ確定シテ執行命令ヲシタ所ガ、
ソレデ解決ガ着ク譯ニイカナイ、實際問題トシテサウ云フ場合ガ生ズルト思フ、其場合ニハ相當ノ

方法ヲ又御考ヘニナルトスレハ、此八條ノ但書ヲ御削除ニナリマシテモ差支ナイト思ヒマス、一應
申上ゲテ置キマス

○福田委員 此五箇年ヲ十箇年ニスルニ付テ、財政上困難デアルガ已ムヲ得ナイカラ當局ハ贊成スル
ト云フコトデアリマスガ、唯殘ル所ハ但書デアリマス、此但書ハ存置スベキガ當然デアラウ、ト云
フノハ、若シ此但書ヲ取ツテシマウト云フコトニナルト、前ノヤウデアルト特別ノ事由アル人ハ五
箇年猶豫サレル、即チ前ノハ特別ノ事由アルモノハ十箇年ニナルノデアリマスガ、ソレヲ原則ヲ十
箇年トシタ爲ニ、今度ハサウ云フ境遇ニアル者ハ、恩典ヲ失フコトニナルノデ、實際ニ於テハ已ム
ヲ得ナイ事情ノモノガ出來ヤウト思ヒマスカラ、即チ特別ノ事由アルモノハ斟酌スルコトガ出來ル
ト云フ但書ハ、却ツテ存置スル方ガ宜イト思ヒマスガ、置イテモ是ハ大シタ不都合モアルマイト思
ヒマスカラドウカ御存置ヲ願ヒマス

○渡邊委員長 今ノ太田サンノ御意見ハ、但書ハ一應ハ存置スルコトヲ希望スルガ、除イテモ宜イト
云ア風ナ御考デアツタノデアリマスカ

○太田委員 萬一ノ場合ニ當ツテハドウスルカト云フ事ヲ伺ツテ置キタイ
○渡邊委員長 ソレカラ尙ホ福田サンノ御心配ハ、初メハ五年デアツタモノガ、今度ハ十年ニナツタ
前ノハ延期シテ貰フノヲ入レテ十年デアルガ、今度ハ當然十年ニナル、特別ノ事由ト云フノハ、主タ

ルモノハ百圓以上納メル者ニ付テハ許ス、災害ト云フモノハソレハ餘リナイ、斯ウ云フコトデアリマスガ……

○太田委員 災害「プラス」ノ特別ノ事由ト云フノデアリマス

○渡邊委員長 災害ナクトモ負擔金ノ多イモノニ付テト云フ意味ハアリマセヌデシタカ、此前ノ説明デハ……

○田澤東京市助役 只今ノ點ハ、細則ノ案ニ依リマスルト、前項ノ災害其他特別ノ事由アル時ハ負擔金均分額ガ百圓以上ナル時ニ限リ五回以内ニ平分シテ分賦延期ヲ許可ス、斯ウ云フノデ、災害「プラス」百圓デアリマス

○渡邊委員長 イヤ私ノ手控ニ依リマスルト、サウデハアリマセヌ、前ノ御説明ハ災害ノアツタ時、百圓以上ノ金額デアツタ場合ト云フヤウニ御説明ニナツタヤウニ私ノ手控ニハナツテ居リマスガ：

○太田委員 前ニハ委員長ノ御シヤツタヤウニ御説明ニナツテ居ツタノデアリマスガ、能ク伺ツテ見マスルト、サウデナクシテ、災害ガアツタ時ト云フコトガクツ付クノデアリマス

○田澤東京市助役 只今ノ御話ハ御尤モノヤウニモ思ヒマスガ、元ノ案ニ依リマスルト、災害ガアツテ而モ百圓以上デ、特別ノ事由アリト認ムベキ場合デモ五箇年ノ延期ヲ許可シテ、五箇年間ハ徵收

猶豫ニナルノデアリマスガ、全體ヲ通ジテ九年內ニ納メナケレバナラナイ、サウシテ而モ利子ガ附セラレル、今度ハ原則ガ十年ニナツタノデアリマスカラ、前ノ特別ノ事由アルモノヨリモ今度ハ一般ノ原則ガ寛ニナツタノデアリマスカラ、之レ以上但書ガアリマスルト、但書ノ濫用ト言ツテハ語弊ガアリマスガ、之ニ依ツテ動モスレバ徵收困難ヲ感ジツ、アル負擔金ニ、事端ヲ繁クスル虞ガアルヤウニ執行者側トシテハ思フノデアリマス、原則ガ大イニ寛ニナツタノデアリマスカラ、但書ハ取ツテ載キタイノデアリマス、又一面他ノ方面カラ考ヘマスレバ、大東京市ノ市民ノ現状ニ鑑ミマシテ、特ニ之ヲ十年ニシタノデアリマスカラ、眞ニ何カ事變ノアツタ場合ニハ、ソレハ其時ニ考ヘテモ宜イノデハナイカト思ヒマス

○福田委員 既ニ民論ヲ大イニ發揮スル太田君ガ其御主張ヲ爲サラナイト云フコトデアル以上ハ、私ガ代ツテ主張スル必要ハアリマセヌカラ、私モ賛成シマス

○太田委員 此間ノ御説明ニ依ルト、一時ニ多額ノ負擔金ヲ納メルコトハ出來ナイカラ、利子ヲ附シテ延納スルコトヲ許スト云フ風ニ聽キマシタ、私共ハ但書ヲ存シテ置イテ十年ニナレバ結構デアルケレドモ、若シ但書ヲ除イテ十年ニシタノデハ同ジヤウニナルト思ツテ居リマシタ、所デ近藤君ニ段々御話ヲ伺ヒマスルト、ソレハ私ノ考へ達ヒデ、五箇年ニ均分シテ納付セシムルコトデ此豫算ガ出來テ居ル、ソレヲ但書デ五箇年延ビレバ其豫算ハ根抵カラ壞レルト云フコトガ明カニナリマシタ

ソレデ、五箇年ヲ十箇年ニスルト云フコトニナル先程ノヤウナ豫算ノ變更ヲ要スルノデ、私共ハ十年トシテ尙ホ但書ヲ置キタイト云フ懲張ツタ考ヲ持ツテ居ツタノデアリマスガ、併シ當局ノ御話ニナツタヤウニ、何カ問題ガ起ツタ時ニ又一ツ考慮スルト云フコトデアリマスカラ、餘リ先ノ先マデ事變ノ起ルコトヲ心配スルコトモ如何ト思ヒマシタカラ此事ニ同意ヲ致シタノデアリマス、若シサウシテ置ケルナラバ私ハ無論其說ヲ主張シテ見タイノデアリマス

○渡邊委員長 サウ致シマスルト、第八條ニ付テ五箇年ヲ十箇年ニ改メル、サウシテ但書ヲ削除スルト云フ修正意見ニナルノデアリマスガ、之ニ付テハ只今當局カラモ参考材料ノ御提出ガアリマシテ先ヅ之ニ依ソテ太田サンノ御希望モ實現スルコトニナリ、當局モソレニ御賛成ノヤウデアリマスカラ、ソコデ災害ニ付テノコトハ、受益者負擔ニ限ラズ他ニモ色々アルコトデアリマスカラ、ソレデ先ヅ第八條ハ五年ヲ十年トシ但書ヲ削除スルト云フコトニ一決シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○渡邊委員長 ソレデハ左様ニ決シマス——次ハ第九條

○太田委員 先刻委員長カラ九條ノ一號ニ付テハ何カ御注意ガアリマシタガ、アレハ如何デアリマスカ

○渡邊委員長 先程ノ御説明デハ、之ニ付テハ別ニ今ノ所細則ヲ作ルコトニ付テハ考慮シテ居ナイト

云フ御話デアリマシタ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○渡邊委員長 第九條ハ是デ決定致シマシタ——第十條、第十一條、第十二條ヲ一括シテ御審議ヲ願ヒマス

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○渡邊委員長 ツレデハ決定致シタモノト認メマス——是デ閉會致シマス

午後三時四十五分 散會

51
10

特別都市計畫委員會第十一回總會議事速記錄

特別都市計畫委員會第十二回議事速記錄

大正十四年十二月二日(水曜日)内務大臣官邸ニ於テ開會

議事日程

第一 議第三十九號 東京都市計畫東京市下水道事業受益者負擔ノ件

特別委員長報告

第二 議第四十五號 東京都市計畫河川改修及其ノ事業執行年割決定ノ件(古川改修關係)

第三 議第四十六號 大正十三年四月一日内務省告示第百七十號東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ

執行年割中變更ノ件(隅田公園關係)

出席者氏名

會長 若槻禮次郎君

委員 渡邊鐵藏君

太田政弘君

上山滿之進君

篠原英太郎君

潮 惠之 輔君
大木 金兵 衛君

今村 明 恒君
稻田 三之 助君

後藤 佐 彥君
大橋 新太郎君

塚本 清治君
鈴木 富士彌君

平沼亮三君
池上幸操君

片岡賴三郎君
中野勇治郎君

長岡外史君
阿部壽準君

牧田嘉太郎君
太田太郎君

矢野恒太君
佐野利器君

林安君
中野太君

岡造君
大島辰次郎君

長岡周造君
西村輝一君

瀬久忠君
大島辰次郎君

牧田良七君
太田太郎君

大島久忠君
大島辰次郎君

岡田周造君
西村輝一君

廣瀬忠君
大島辰次郎君

岡田周造君
西村輝一君

吉田圓茂君
土木部長笠原敏郎君

整地部長吉田圓茂君
建築部長笠原敏郎君

復興局職員

幹事

外關係職員

議事

午后五時十五分 開會

○議長（若槻禮次郎君） ソレデハ是カラ會議ヲ開キタウゴザイマスカラ御席ニ御着キヲ願ヒマス——
開會ヲ致シマシテ、議事日程ノ第一ヲ議題ト致シマス、委員長ノ御報告ヲ求メマス

一、議第三十九號

東京都市計畫東京市下水道事業受益者負擔ノ件 特別委員長報告

幹事朗讀

報告

本特別委員會ハ太正十四年七月二十八日附託セラレタル議第三十九號東京都市計畫東京市下水道事業
受益者負擔ノ件ニ付大正十四年八月六日同八月十一日同十一月五日ノ三回會議ヲ開キ慎重審議ノ結果
左ノ通修正シ他ハ全部原案ヲ適當ト認メ議決致候條此段及報告候也

大正十四年十一月五日

特別委員長 渡邊鐵藏

特別都市計畫委員會々長若槻禮次郎殿

第八條 負擔金ハ十年間ニ均分シテ納付セシム

修 正 說 明

原案第八條ハ各人ノ負擔金ヲ五年間ニ均分シテ納付セシムルコトヲ原則トシ特別ノ事由アルトキハ相
當ノ利子ヲ附シ五年以内徵收ヲ猶豫スルコトヲ得ル規定ナルモ災後疲弊セル民力ノ恢復尙遠キニアル
ヲ以テ今日多額ノ負擔ハ相當困難ナルモノアルヘク從テ殆ント全部ニ對シ五年間徵收猶豫ヲ爲ササル
ヘカラサルハ想像スルニ難カラス結局十年均分納付ト大差ナキニ至ルヲ以テ寧ロ當初ヨリ利子ヲ附セ
スシテ十年間ニ均分シテ納付セシムルコトハシ其ノ結果猶豫ニ關スル但書ハ之ヲ削除スルヲ適當ト認
メタルニ因ル

○二番（渡邊鐵藏君） 只今一應朗讀ニナリマシタ點ニ付キマシテ、委員會ノ經過ヲ簡單ニ御説明申上
ゲヤウト思ヒマス、此議案ガ特別委員會ニ付議サレマシテ、只今報告サレマシタヤウニ、三回慎重
ニ審議ヲ遂ゲタノデゴザイマス、此議案トナツテ居リマスル内務省令ハ僅ニ十二條デゴザイマシテ
就中重要な規定ハ最切ノ八九箇條デアリマス、此規定ノ内容ハ既ニ總會ノ時ニ説明ガアリ、相當ノ
御質問モアツテ、諸君御承知ノコトト存ジマスガ、大體ニハ受益者ノ範圍ヲ指定シ、或ハ負擔區ヲ
定メル、各負擔區ニ於ケル負擔割合ヲ定メル、又特ニ利益ヲ受ケタ者ニ付テ、之ニ少シバカリ増額
ヲシテ負擔サセルト云フ規定ヲ定メテ、尙ホ如何ナル者ガ現實ニ納付スルカト云フ規定モアリマス

シ、負擔金分納ガ認メテアルノデアリマス、ソレハ一時ニ納メルコトハ負擔者ニ取ツテ過重デアルト云フ意味デ、其規定モアリマス、最後ニ負擔金減免ノ規定モアルノデアリマスガ、大體是等ノ箇條ニ亘ツテ數回審議ヲ遂ゲマシタガ、或ハ受益者ノ指定、負擔割合、納付者負擔金分納ノ點等ニ付テ種々質疑應答ガゴザイマシタ、併シ問題ノ中心ニナリマスノハ此負擔金ノ分納ノ點デアリマス、他ノ點ニ付テハ大體既定ノ要旨ニ依ツテ適當デアルト委員ガ認メタ次第デアリマシテ、唯此負擔金ニ付テハ、震災後非常ニ市民ガ財力ノ弱イノヲ歎ジテ居ル次第デアリマスカラ、殊ニ復興事業ニモ重イ負擔ヲシナケレバナラヌ、其上尚且ツ下水ノ受益者負擔ニ付テ、一時デハナクテモ、五年間ト云フ割合ニ短イ期間ニ、多額ノ金額ヲ負擔スルコトハ是ハ到底堪ヘ難イト云フ議論ガ起リマシテ、中ニモ委員中ニハ市民ノ實情ヲ能ク御存ジノ方モアリマシテ、詳シイ御説明ガアリマシテ、其爲メ當局トモ能ク熟識ノ上、更ニ會ヲ重子テ實情ヲ調査シ、又工事ニ對シテ差支ナイカ等ノ點モ考慮シテ、別ニ詳細ナ計算ヲ行ツタ後ニ、是ハ十年間ニ分納セシムルコトハ、市民ノ爲ニ沟ニ己ムヲ得ヌコトデアル、又事業ニモ差支ナイト云フコトデ、第八條ノ規定ニ、各人ノ負擔金ヲ五年間ニ均分シテ納付セシムルコトヲ原則トシテ、特別ノ事由ガアツタ時ハ相當ノ利子ヲ附シテ、五年以内徵收ヲ猶豫スルコトヲ得トナツテ居リマシタノヲ改メマシテ、只今アリマスヤウニ「第八條 負擔金ハ十年間ニ均分シテ納付セシム」ト云フヤウニ修正シタノデアリマス、尙此分納金ニ對シテハ利子ヲ附

セナイト云フ決定ヲ致シタ次第デアリマス、右御報告致シマス

○議長(若槻禮次郎君) 御質問アリマシタナラバ、ドウゾ御發議ヲ願ヒタイト思ヒマス

○六八番(太田嘉太郎君) 一寸原案ノ第二條ノ意義ニ付テ御尋ネ致シタイト思ヒマス、第二條ノ二項ノ中ニ「前號ノ區域内又ハ地域内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラサレルモノニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人」トゴザイマスガ、國有地デアツテ相當長イ期間デ貸付サレテ居ルモノガアリマスガ、ソレハドウ云フヤウニ解釋シマスカ、國有地デ租借シタモノハ此中ニ入レルカドウカ、外國ノ大公使館等ハ隨分長イ斯間デ以テ貸付ケテアリマスガ……

○二番(渡邊鐵藏君) 此第二條ニ付テハ少シバカリ議論ハゴザイマシタ、國有地ハ勿論無租地トシテ此中ニ入ル譯デアリマスガ、此無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレザルト云フ意味ハドウカ今御話ノ外國ノ大公使館等ニ付テ具體的ノ問題ガ起リマシタノデ、私自身モソレハ我國ノ立場カラ言ヘバ、公用ニ供セザルモノダト云フ解釋ヲ取ツタノデアリマスガ、ソレハ此規定ノ適用ニ際シテ種々類似ノ問題ガ起ルカモ知レマセヌガ、此點ニ付テハ議論ガゴザイマシテ、尙ホ其他公共團體或ハ公共ノ用途ト考ヘラレル土地ニ付テハ、負擔ノ點ニ付テモ種々議論ガアリマシタガ、是ハ單ニ受益者負擔ノミナラズ、地方稅等ノ負擔ノ問題トモ關聯致シマスルシ、重大問題デアルカラト云フノデ、特別委員會デ希望決議ヲシヤウカト云フ話モアリマシタガ、此重大問題ハ他ノ機會ニ讓ルコト

ニシテ、此處デハ深ク立入ラナカツタ次第デアリマス

○六八番(太田嘉太郎君) モウ一ツ御尋子致シマスガ、國有財產法ノ規定ニ依リマシテ寺院境内地ハ永久ニ無償デ貸付サレテ居ルノデアリマスガ、サウ云フモノハ地上權者ニ類スルヤウデアリマスガソレトモ違フヤウデアリマスガ、ドウ云フ御解釋デアリマスカ、一寸御尋子致シマス

○二番(渡邊鐵藏君) 此二條ニハ入ラナイト云フ解釋ダサウデアリマス

○議長(若槻禮次郎君) 外ニ御質問ガナケラ子バ全體ニ付テ御意見ガアレバ此際御述ベヲ願ツテ、御異議ガナケレバ採決ヲ致シタイト思ヒマス、特別委員長報告ノ通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(若槻禮次郎君) 御異議ナイト認メマス、第二號議案ニ移リマス

一、議第四十五號

東京都市計畫河川改修及其ノ事業執行年割決定ノ件(古川改修關係) 幹事朗讀

○清野長官 此案ニ付テ極ク簡單ニ大體ノコトヲ私ヨリ申上ゲマスガ、本案ハ古川ノ天現寺橋カラ一ノ橋マデノ間ノ、延長ニ致シテ約千二百八十八間ノ區間ヲ都市計畫事業ト致シマシテ、大正十四年度ヨリ二十年度ニ至ル、此七箇年間ノ繼續事業デ改修致シマスル爲ニ、其改修ノ計畫並ニ事業ノ執行年割ヲ、此委員會ノ御決議ヲ經テ、決定致サウトスル案デアリマス、由來古川ハ——一ノ橋ノ下

流ハ年々川底ノ浚渫、護岸ノ整理ヲ行ヒ來リマシタノデ、川幅ガ八間乃至十三間ヲ保ツテ、水深モ亦相當保ツテ居リマスガ、此一ノ橋ノ方ヨリ天現寺橋ニ至ルマデノ間ハ、幅員ガ僅ニ四間内外ニ過ぎマセヌ、極メテ狹イノミナラズ、川底ガ埋沒ヲ致シマシテ、川幅モ極メテ不整デ、水流ノ疏通モ十分デアリマセヌ爲ニ、出水ノ際ニハ常々兩岸一帶ニ水害ヲ受ケテ、汎濫ニ苦シメラレテ居ル次第デアリマス、右様ノ次第デアリマスノデ、今回東京市ハ本川ノ改修計畫ヲ立テマシテ、其幅員ヲ八間ニ擴張シ、川底ノ浚渫並ニ護岸ノ整理ヲ行ヒマシテ、洪水ノ汎濫ヲ防ギ、併セテ三ノ橋以下マデ舟運ノ便ヲ開カントスル計畫デアリマス、而シテ其事業費ノ總額約二百八十七万圓、其財源ハ市ノ一般歲入並ニ沿岸ノ受益者負擔ニ依ル計畫デアルノデアリマス、大體ハ右様ノ次第デアリマスジタノデアリマス、斯ルガ故ニ本案ハ即決可決セラレムコトヲ望ミマス

○六〇番(中野勇次郎君) 私モ固ヨリ本案ニ付キマシテハ贊成スル者デアリマス、是非是ハ即決ヲ願ヒマシテ、僅カシカゴザイマセスケレドモ、大正十四年度ヨリ御着手ヲ願ヒタイト云フコトヲ希望スルノデアリマス、唯々私ハ茲ニ一ツ皆サンニ御願ヒヲ致シタイト思ヒマスノハ、此年度割ニ依リマスト云フト十四年度ヨリ二十年度マデ七箇年モ要スル計畫ニナツテ居リマスガ、此川ノ改修工事

ト致シマシテモ、固ヨリ成ベク速ニ完成セシメラレムコトヲ希望シマスルノミナラズ、此上流デアル所ノ澁谷川、此澁谷川ノ改修モ東京府ニ於テハ速ニシナケレバナラヌ必要ヲ疾ウカラ感ジテ居ルノデアリマスガ、下流ノ改修ノ出來ナイ中ハ上流ニ着手スルコトガ出來マセヌ、ソコデ七箇年間掛ツテ下流ガ漸ク出來テ、ソレカラ上流ノ改修ニ掛ルト云フコトハ、餘リニ先ガ遠過ギルノミナラズ、其間ニ於ケル被害モ益々多大トナルノデアラト思ヒマスノデ、原案ニハ無論皆此儘贊成ヲ致シマス今此處デ年度割ノ變更ヲ希望致シマスト、御決議ガ遲レルト思ヒマスカラ、本案ニハ此儘贊成ヲ致シマスガ、之ニ附帶シテ、年度割ヲ三四箇年間位ニ短縮セラレムコトノ希望ノ御決議ヲ附帶セラレムコトヲ御願ヒスル次第デアリマス

○議長(若槻禮次郎君) 六十番ニ御尋ネ致シマスガ、其附帶決議ノ案ヲ御提出ニナリマスカ、議案ハ議案トシテ決ヲ採リタイト思ヒマスガ……

○六〇番(中野勇次郎君) 案ハ出シテモ宜シウゴザイマスガ、東京市ノ方ノ御都合モアラウト思ヒマスカラ、數字ヲ具體的ニ申スコトハ避ケマシテ、希望ハ三四年間ト云フ希望デアリマスガ、數字ヲ申スコトヲ避ケマシテ、成ベク年度割ヲ短縮セラレムコトヲ希望スルト云フヤウナコトニシテ置イテ載イタラ如何カト思ヒマス

○議長(若槻禮次郎君) 如何デゴザイマセウカ、議事ノ慣例トシテハ希望ハ唯ニ御述ベニナツタダケ

ニシテ、皆様ガ御聽キニナツタトシテ、原案ハ是デ可否ヲ決定スルコトニ致シタイト思ヒマス——ソレデハ六十番ノ御希望ハ皆様御聽キノ通リデアリマス、原案ニ付テ可否ノ決定ヲ致シマスガ、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(若槻禮次郎君) 御異議ナイト認メマス、第三號ノ議案ニ移リマス

三、議第四十六號

大正十三年四月一日内務省告示第百七十號東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ

執行年割中變更ノ件(隅田公園關係) 幹事朗讀

○清野長官 本案ニ付テ一言説明致シマス、本案ハ、既ニ議決ヲ經テ居リマスル隅田公園ノ面積ニ約七千坪ヲ更ニ増加致シマシテ、既定面積約三萬二千坪ヲ合計三萬九千坪ニ變更セムトスル案デアリマス、隅田公園ノ既定面積ハ、本所側ニ於テ約一萬七千坪、淺草側ニ於テ約一萬五千坪、合計約三萬二千坪デアリマシタガ、今回本所側ニ於テ向島ノ枕橋ヨリ須崎町ニ至ル、延長約五百六十間ノ區間、隅田川沿ヒノ堤塘敷ヲ約六千百坪、其他ニ官民有地約八百十五坪、合計シテ約七千坪ヲ新ニ公園ノ區域ニ編入致シマシテ、公園ノ設備ノ完壁ヲ圖リ、臨川公園タルノ效用ヲ十分ニ發揮致サセヤウト云フノガ此案ノ趣旨デアリマス

○笠原建築部長 圖面ニ掲ゲテアリマス青イノガ臨川公園トシテ決定サレテ居ル所デアリマス、此處ハ枕橋此處ハ八百松デ、青ク塗ツテアルノハ公園、委員會デ決定サレテ居リマス、只今長官ヨリ御説明ノ堤塘敷ヲ公園ニスルノハ、此處ニ紫ノ濃ク塗ツテアルノガソレデアリマシテ、堤塘敷ト三圍神社、區劃整理カヲ除外サレタ三圍神社、長命寺ノ一部分、是ダケヲ公園ニ編入シテ、現在土手ノ上ガ四間シカナイノヲ十八間位ノ廣イ散歩ノ出來ル道路ニ致サウ、斯ウ云フ計畫デアリマス、現在公園トシテ既ニ決定シテアリマス所ハ、此綠色ニ塗潰シテゴザイマス所ガ、公園トシテ既ニ都市計畫ニ於テ決定サレタ所デアリマス、此處ガ枕橋デ、是ガ八百松ノ敷地デアリマス、此處ガ元ノ水戸サンノ屋敷デアリマス、ソレカラ土手ノ下ヲ傳ヒマシテ三圍ノ所ヲ通リマシテ——是ガ牛島神社是ガ長命寺デアリマスガ、其一部分ヲ取リマシテ、今此處ニ堤塘ガアリマスガ、堤外地ノ一部分、是ダケヲ全部公園ニ編入シヤウト云フノデアリマス、此濃イ色ニ塗ツタノガ現在堤塘敷及ビ多少ノ民有地及ビ神社ノ境内地デアリマスガ、ソレヲ公園ノ中ニ編入シテ、其一帶ヲ、現在四間位ノ道路デアリマスノヲ約十八間幅ノ道路ニ擴ゲテ此川ニ沿フテ散歩或ハ「ドライブ」ノ出來ル公園ニシヤウト云フ計畫デアリマス

○議長(若槻禮次郎君) 道路ト同ジデスカ

○笠原建築部長 現在アル土手ノ表面ト略々同様ノ高サニシテ、道路ノ幅ヲ擴グルコトニナツテ居リ

マス

○六番(近藤達兒君) 一寸伺ヒマスガ、只今ノ堤防ヲ幅ヲ擴ゲテ道路ニスルノデアリマスカ、又ハ其下ノ方ニ……

○笠原建築部長 擴ゲテ土ヲ盛リマシテ、大體高イ所ガ公園兼道路ニナル譯デアリマス、其道路ハ將來此方ノ道路計畫ガ出來レバ、道路トシテハ此方ニ移シテ、此處ハホンノ公園ノ散歩者或ハ自動車位ガ通リマシテ、重イ貨物自動車等ハ此方ヲ通ルト云フ計畫デアリマス

○議長(若槻禮次郎君) 第三號議案ハ原案デ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(若槻禮次郎君) 御異議ナイト認メマス、其通リニ決定ニナリマシタ、議事日程ニ上ツテ居リマス議案ハ是デ終了致シマシタガ、建議案ノ提出ガアルヤウデアリマスカラ、之ヲ議題ニ致シマス幹事朗讀

建 議 書

麹町區三番町ノ一部及上六番町豊多摩郡濱谷町大字中濱谷濱谷停車場附近及同大字下濱谷恵比須停車場附近一帶ハ本年一月二十六日内務省告示第十四號ニヨリ住宅地域ニ指定セラレ候處同所ハ商業殷賑地ニ有之建築面積ニ對シ住宅地トシテ市街地建築物法ノ支配ヲ受クルニ於テハ店舗ノ建設上非常ノ不

便ヲ來シ候ニ付別紙圖面ノ通商業區域ニ變更相成度特別都市計畫委員會官制第二條ニヨリ此段及建議候也

大正年月日
内務大臣宛

右建議案提出候也

大正十四年十二月二日

提出者

特別都市計畫委員會委員 久保 三友
同 朝倉虎治郎

贊成者

特別都市計畫委員會委員 中野勇治郎
同 大木金兵衛

○七番(久保三友君) 只今御朗讀ニナリマシタ建議案ニ付テ一言說明明致シタイト思ヒマス、建議案ニアリマスル通り、麴町區三番町ノ一部、並ニソレニ向合ツテ居リマス所ノ上六番町ノ一部分デアリマス、通稱二七通リト申ス所デアリマスガ、是ハ麴町區ニ於ケル唯一ノ商業地デアリマス、麴町

區ニハ御承知ノ通リ麴町ノ通リト飯田町ノ通リガ商業地トシテアリマスガ、ソレヨリモ寧ロ極ク僅ナ部分デアリマスルガ、二七ノ通リト云フノガ商業ノ最モ般賑ナ所デアリマス、而シテ其二七ノ通リト麴町ノ三番町ノ電車通リノ間ハ僅ニ五十間餘リシカ距離ガナイノデアリマスガ、先般來區劃整理ノ初メニ當ツテ、其間ニ二筋ノ道ヲ新ニ設ケラレルコトニナツタノデアリマス、サウシマスト此二七ノ通リナドハ區劃整理ノ減歩合ガ一割八分位ニナツテ居リマシテ、外ノ地區ヨリモ最モ著シク減歩合ガアルノデアリマス、是ガ本年ノ一月ニ住居地域ト云フコトニ指定サレタノデアリマスガ住居地域ト云フコトニナルト地坪ニ對シテ八割建テルコトガ出來ナイノデアリマス、商業地域ト云フコトニナルト地坪ニ對シテ八割建テルコトガ出來マス、此邊ニアリマス商店ハ極ク僅ナ坪數ノ小サイ商店バカリデアリマシテ、僅ニ十五坪カ二十坪位ノ地所ヲ有ツテ居ルノデアリマス、二十坪ヲ有ツテ居ル者ガ六割シカ建テルコトガ出來ナイト十二坪ノ家屋シカ建テルコトガ出來マセヌ、サウ云フコトデハ迎モ商店トシテ用ヲ爲サヌト云フコトニナリマス、ソレ故ニアノ邊ハドウシテモ商業地域トシテ、八割ダケ建築スルコトガ出來ルヤウニ變更シタイト云フノガ此建議案ノ趣意デアリマス、現ニアノ邊ニハ震炭前マデハ一ツノ寄席モアリマシタシ、商業ノ盛ンデアルト云フコトハ諸君ニ於テモ御承知ノコトダラウト思ヒマスシ、特ニ復興局長官ハアノ附近ニ豫テ御住ヒニナツタコトモアリマシテ十分御承知ノコトデアラウト思ヒマス、此事ニ付テハ麴町區カラ再三復

興局ニモ陳情ヲ致シマスルシ、又警視廳ノ建築課ナドニ就キマシテモ畧ホ諒解ヲ得テ居リマス、或ハ東京市長ニモ度々陳情シテ居リマシテ、市ノ方ニ於テモ大シタ御異論モナイヤウデアリマス、又復興局ニ於カレマシテモ大體商業地域トシテヤルベキモノデアラウト云フコトハ御認メニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、是非此建議書ノ通リ商業地域ニ變更ヲ願ヒタイト思ヒマス、サウシマセヌト、今區劃整理ニ於テ換地處分ヲヤリマス場合ニモ、本建築——ドウセ移轉スルナラ、本建築ヲシテヤラウト云フ人ガ澤山アリマスノニ、住居地域デ矢張六割シカ建テラレナイト云フコトニナリマスト、本建築モ出來ナイト云フコトデ、移轉ニモ躊躇シテ居リマシテ、隨テ區劃整理ノ進捗ニモ影響スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ豊多摩郡ノ澁谷驛竝ニ恵比須驛ノ附近ハ、御承知ノ通リ非常ニ商業ノ盛ンナ土地デアリマシテ、現在ニ於キマシテモ市内ノ主ナル所ヨリモ寧ロ商業ガ盛ンデアリマス、澁谷驛附近ニ於キマシテハ土地ノ價格ガ只今デハ二百圓以上モシ、或ハソレニ權利金ヲ七百圓、千圓モ出サナケレバ得ラレナイト云フコトデアリマスノデ、其一點カラ見マシテモ如何ニ商業ガ盛ンデアルカト云フコトガ分ルノデアリマス、恵比須驛ノ附近ニ於キマシテモ震災後倉庫業者ガ出來テ居リマシテ、盛ニ今日ハ米穀ノ輸出ヲヤツテ居リマス、現ニ寄席、活動寫真ト云フヤウナモノモニ箇所附近ニアリマス、或ハ恵比須、澁谷驛附近ニハ商業地域デナケレバ建テルコトノ出來ナイ十五人以上ノ職工ヲ使ツテ居ル工場デアルトカ、或ハ二馬力以上ノ工場トカト存ジテ居リマス

○清野長官 只今久保君ヨリ御話ノ此建議ノ問題ニ付テ、一言御答へ致シテ置キマスガ、以前ニ、近來郡部ノ所々ニ急速ニ發展致シタ所ガアルノデ、當局ノ方デ商業地域ニ編入シテ宜イ所ヲ調べテ貰ヒタイト云フ御希望ガアリ、此委員會デモサウ云フ御希望ガアツタコトヲ承知シテ居リマス、ソレ以來色々調査ヲ進メテ居リマシテ、只今建議ノ問題トナソテ居リマス點、又其以外ニ亘ツテノ調査モ大體完了ヲ致シマシタノデ、遠カラヌ中ニ此委員會へ提出ヲ致シマシテ、皆様ノ御議決ヲ經タイ

ト存ジテ居リマス

○議長(若槻禮次郎君) 建議案ニ付テ採決ヲ致シマス、建議案ニ付テ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(若槻禮次郎君) 御異議ナイト認ノマス、ソレデハ本日ノ議案ヲ全部議了致シマシタカラ是デ
本日ハ散會ヲ致シマス

午後六時 散會

518
101

附
錄

○内務省令第二十八號

東京都市計畫東京市下水道事業受益者負擔ニ關スル件左ノ通定ム

大正十四年十二月五日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

第一條 東京市ハ都市計畫事業トシテ東京市長ノ執行スヘキ下水道事業ニ要スル費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ左記各號ノ一二該當スル者ヲ謂フ

一 排水區域内又ハ第六條ノ規定ニ依ル地域内ニ在ル有租地（新開免租年期中ノモノヲ含ム）ノ所有者但シ質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者、工事竣工ノ日ヨリ起算シ十年ヨリ長キ期間ノ定アル地上權、永小作權及賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人

二 前號ノ區域内又ハ地域内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレサルモノニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人

三 第一號但書又ハ前號ノ權利二以上存スルトキハ最後ニ設定シタル權利ヲ有スル者

第三條 受益者負擔區ハ東京都市計畫下水道三大排水區ノ區分ニ依ル但シ土地ノ狀況工事施行年度等ニ依リ必要アルトキハ大排水區ヲ細分シテ負擔區ヲ定ムルコトヲ得

第四條 受益者ノ負擔額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一 各負擔區ニ於テ負擔金ノ總額ハ當該區ニ關スル事業費ノ三分ノ一ヲ當該區内ニ於テ受益者ナキ土地（河川運河及濠ヲ除ク）ノ面積ト受益者ノ土地ノ面積トニ按分シタル後者ノ額トス

二 二以上ノ負擔區ニ共通スル工事ノ事業費ハ各負擔區ノ土地（河川運河及濠ヲ除ク）ノ面積ニ比例シテ各負擔區ニ配分ス

三 各受益者ノ負擔金額ハ各負擔區ニ於ケル負擔金ノ總額ヲ當該區内ニ於ケル受益者ノ土地ノ面積ニ比例シテ之ヲ定ム

第五條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依ル負擔金額ノ外負擔金ヲ増課スルコトヲ得工事竣工ノ日ヨリ十年以内ニ第二號ニ該當スル事業ヲ經營シ又ハ第三號ニ該當スル建物ヲ建築シタルトキ亦同シ

一 下水道事業ニ因リ土地カ著シク其ノ利用ヲ增進スルトキ

二 下水道ニ排除スル汚水量著シク多量ナル事業ヲ經營スルトキ

三 階數三ヲ超ユル建物ヲ有スルトキ

前項ノ規定ニ依リ増課スヘキ金額ハ前項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ前條ノ規定ニ依ル負擔金額ノ五割ヲ、同第三號ノ場合ニ在リテハ前條ノ規定ニ依ル負擔金額ノ二十割ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條 下水道ニ關スル設備ニシテ道路トシテノ效用ヲ兼ヌルモノアルトキハ前條ノ規定ニ依ルノ外

其ノ部分ノ兩側境界線ヨリ奥行二十間ノ地域内ニ於ケル受益者ヲシテ道路トシテノ效用ヲ兼予シムル爲ニ要スル事業費ノ五分ノ一ニ付其ノ半額ハ當該部分ニ面スル土地ノ間口ノ長ニ他ノ半額ハ當該區域内ノ土地ノ面積ニ比例シ之ヲ負擔セシム但シ既設道路ニ下水道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

土地ノ状況又ハ工事施行年度等ニ依リ必要アルトキハ別ニ地域、負擔金額及負擔方法ヲ定ムルコトヲ得

第七條 負擔金ハ工事竣工ノ日メ現在ニ於ケル受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ第八條ノ納付期間内ニ受益者ニ異動アリタルトキハ新ハ受益者トナリタル者ヨリ殘額ヲ納付セシム

工事竣工ノ日ヨリ十年以内ニ第五條第二號ニ該當スル事業ヲ經營シ又ハ同條第三號ニ該當スル建物ヲ建築シタルトキハ其ノ日ノ現在ニ於ケル受益者ヨリ増課額ヲ納付セシム前項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

本令施行前ニ竣工シタル工事ニ付テハ第二條第一號、第五條及前二項ノ規定ノ適用ニ關シ本令施行ノ日ニ竣工シタルモノト看做ス

二年一度ニ互ル工事ニ付テハ一年度又ハ數年度ニ屬スル工事ノ竣工シタル日ヲ以テ第二條第一號

第五條及第一項ノ工事竣工ノ日ト看做スコトヲ得

第八條 負擔金ハ十年間ニ均分シテ納付セシム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得

一 下水道又ハ第六條第一項ノ設備利用ノ狀況ニ依リ斟酌スヘキ必要アルトキ

二 下水道事業ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地物件、勞力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ東京市長カ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタルトキ

前項第二號ノ規定ニ依リ減免スル金額ハ其ノ寄附額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 左ニ掲クル事項ハ東京市長之ヲ告示ス

一 第三條但書ニ依リ定メタル負擔區ノ區域

二 各負擔區ニ於ケル負擔金ノ總額

三 第五條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ増課スル地區、事業及增課額又ハ增課割合

四 第六條第二項ノ規定ニ依リ定メタル地域、負擔金額及負擔方法

五 工事竣工ノ日

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ東京市長之ヲ定ム

附 則

第十二條 本令ハ下水道復舊工事ニ付テハ之ヲ適用セス

第十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省告示第百三十六號

大正十一年八月内務省告示第百九十三號横濱都市計畫防火地區左ノ通變更指定シ大正十四年九月一日

ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年八月十一日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

一 甲種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

一 海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、北仲通一丁目、同二丁目、同三
丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全
部

二 山下町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ一部（圖面省
略）

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但シ横濱公園
ニ屬スル部分ヲ除ク

一 本町四丁目六十番地地先ヨリ吉田橋及長者町六丁目五十七番地ノ「ハ」地先ヲ經テ南吉田橋東

詰ニ至ルノ路線

- 二 太田町六丁目百番地地先ヨリ境町一丁目二十七番地地先及山下町九十番地ノ甲地先ヲ經テ同町七十八番地地先ヲ左折シ同町七十九番地地先ニ至ルノ路線
- 三 山下町百八十五番地地先ヨリ前田橋北詰ニ至ルノ路線
- 四 山下町百五十五番地ノ甲地先ヨリ西ノ橋北詰ニ至ルノ路線
- 五 大正十三年三月十一日内閣認可横濱都市計畫街路(以下單ニ都市計畫街路ト謂フ)第四號路線ノ内大江橋南詰ヨリ港橋東詰迄
- 六 都市計畫街路第七號路線ノ内長者橋南詰ヨリ千秋橋南詰終點迄及同路線終點ヨリ車橋北詰ニ至ルノ路線
- 七 本町一丁目五番地地先ヨリ尾上町一丁目五番地地先ニ至ルノ路線
- 八 本町一丁目一番地ノ一地先ヨリ境町二丁目三十六番地ノ「イ」ロ號地先ニ至ルノ路線
- 九 山下町七十番地ノ丙地先ヨリ花園橋及扇橋ヲ經テ長者町二丁目十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 十 都市計畫街路第二號路線ノ内辨天橋東詰起點ヨリ本町四丁目都市計畫街路第三號路線接合點迄、都市計畫街路第三號路線ノ内本町四丁日起點ヨリ同三丁目四十五番地地先迄及本町三丁目四十五番地地先ヨリ山下町八十八番地ノ甲地先ニ至ルノ路線

十一 境町二丁目四十番地地先ヨリ山下町百八十四番地地先ニ至ルノ路線

ハ 左記建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

横濱驛前都市計畫街路第十號路線終點ヨリ大江橋北詰ニ至ル道路ノ西側ニ在ル建築線

二 前項ニ掲タル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

◎内務省告示第百三十七號

横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域左ノ通指定シ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務大臣 若 機 禮 次 郎

横濱都市計畫商業地域、工業地域及住居地域

第一 商業地域之部

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

北仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

南仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

辨天通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

太田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

相生町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

住吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

常盤町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

尾上町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

真砂町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

港町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

元町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ一部(圖面省略)

石川町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

石川仲町三丁目、同六丁目ノ全部

石川仲町一丁目、同二丁目、同四丁目、同五丁目、同七丁目ノ一部(圖面省略)

山元町一丁目、同二丁目ノ全部

千代崎町一丁目、同二丁目ノ全部

上野町ノ一部(圖面省略)

山下町ノ全部

新山下町一丁目、同二丁目ノ全部

新山下町三丁目ノ一部(圖面省略)

山手町ノ一部(圖面省略)

吉田町一丁目、同二丁目ノ全部

柳町ノ全部

福富町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

長者町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目ノ全部

姿見町一丁目、同二丁目ノ全部

若竹町ノ全部

浪花町ノ全部

松ヶ枝町ノ全部

梅ヶ枝町ノ全部

伊勢佐木町一丁目、同二丁目ノ全部

蓬萊町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

羽衣町一丁目、同二丁目ノ全部

若葉町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

賑町一丁目、同二丁目ノ全部

末吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

長島町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

吉岡町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

山吹町一丁目、同二丁目ノ全部

久方町一丁目、同二丁目ノ全部

雲井町一丁目、同二丁目ノ全部

足曳町一丁目、同二丁目ノ全部

富士見町一丁目、同二丁目ノ全部

山田町一丁目、同二丁目ノ全部

千歳町一丁目、同二丁目、三丁目ノ全部

三吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

永樂町一丁目、同二丁目ノ全部

真金町一丁目、同二丁目ノ全部

駿河町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

萬代町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

不老町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

翁町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

扇町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

壽町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

松影町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

吉濱町ノ全部

野毛町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ一部(圖面省略)

附 錄

二一八

宮川町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

花咲町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、

同十丁目、同十一丁目、同十二丁目ノ全部

戸部町四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

戸部町二丁目、同三丁目ノ一部(圖面省略)

伊勢町三丁目、同四丁目、同五丁目ノ一部(圖面省略)

福島町ノ全部

高島町二丁目同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目ノ

全部

高島町一丁目ノ一部(圖面省略)

表高島町ノ全部

裏高島町一丁目、同二丁目ノ全部

櫻木町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

櫻木町一丁目ノ一部(圖面省略)

内田町六丁目、同七丁目、同八丁目ノ一部(圖面省略)

日出町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

初音町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

三春町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

黄金町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

清水町ノ全部

霞町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

英町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

平沼町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

材木町一丁目、同二丁目ノ全部

仲町一丁目、同二丁目ノ全部

西戸部町字西ノ前、同字横枕、同字扇田、同字宮ノ前、同字御所、同字石崎、同字反目ノ全部
西戸部町字鹽田、同字西ノ原、同字池ノ坂ノ一部(圖面省略)

南太田町字前里耕地ノ全部

南太田町字東耕地ノ一部(圖面省略)

南吉田町字南四ツ目ノ全部

南吉田町字西川外、同字南七ツ目、同字南六ツ目、同字南五ツ目、同字南川外ノ一部(圖面省略)

久保町字關面ノ全部

久保町字鹽田、同字反町、同字道上ノ一部(圖面省略)

尾張屋町ノ一部(圖面省略)

西平沼町ノ一部(圖面省略)

大野町ノ全部

寶町ノ全部

神奈川町字西ノ町、同字仲ノ町、同字九番町、同字十番町、同字獵師町、同字小傳馬町、同字御殿町、同字飯田町、同字二ツ谷町、同字柳町、同字平尾前ノ全部

神奈川町字神明町、同字新町、同字浦島町、同字富家町同字中川ノ一部(圖面省略)

青木町字瀧ノ町、同字久保町、同字宮ノ町、同字元町、同字横町、同字太田町、同字瀧下町、同字宮洲町、同字宮洲、同字七軒町二丁目、同字七軒町代地ノ全部

青木町字七軒町、同字下臺町、同字上臺町、同字東輕井澤、同字幸ヶ谷、同字反町、同字廣臺、同字内

海、同字鶴屋町、同字臺町下、同字松本ノ一部(圖面省略)

淺間町字追分ノ全部

淺間町字淺間下、同字神明下、同字霜下、同字鹿島、同字社宮司ノ一部(圖面省略)

山内町一丁目、同二丁同、同三丁目、同四丁目ノ全部

子安町字海道通ノ一部(圖面省略)

本牧町字上臺、同字臺、同字箕輪下、同字矢、同字一ノ谷、同字向、同字二ノ谷ノ一部(圖面省略)

北方町字泉、同字上野、同字西ノ谷、同字小湊、同字竹ノ花ノ一部(圖面省略)

中村町字西、同字道場、同字相澤ノ全部

中村町字山田同字中村、同字八幡、同字中居、同字東、同字打越、同字谿ノ一部(圖面省略)

根岸町字相澤、同字麥田ノ全部

根岸町字猿田、同字西竹ノ丸、同字立野、同字廣地、同字立野竹ノ丸鷺山ノ一部(圖面省略)

磯子町字濱、同字間坂、同字廣地、同字腰越ノ一部(圖面省略)

岡村町字仲ノ町ノ一部(圖面省略)

寺田町字宮ノ脇ノ全部

蒔田町字一本松、同字堂面、同字井領田、同字宿、同字一ノ坪、同字三反田、同字居尻、同字六反目、同字廻リ坪ノ一部(圖面省略)

大岡町字鰯袋、同字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字樋ノ口、同字宮ノ前ノ一部(圖面省略)

(ロ) 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 神奈川町字二本榎二千百五番地ノ「イ」地先ヨリ同字齊藤分三千五十番地イ號地先ニ至ルノ路線

二 大正十三年三月十一日内閣認可横濱都市計畫街路(以下單ニ都市計畫街路ト謂フ)第十四號ノ

内青木町字下臺町三千六百十五番地ノ「ト」ノ一ノ二地先ヨリ淺間町字社宮司終點迄

三 山手町二百十六番地ノ二地先ヨリ同二百二十四番地ノ乙地先ニ至ルノ路線

四 都市計畫街路第十三號ノ内南太田町字西中耕地千七百四十二番地ノ「イ」地先ヨリ井土ヶ谷町字川田終點迄及同路線終點ヨリ同字法心下百八十九番地ノ二地先ヲ左折シ同字町田百五番地ノ二地先市郡境界ニ至ルノ路線

五 都市計畫街路第三號ノ内蒔田町字西八十五番地ノ一地先ヨリ大岡町高等工業學校前終點迄及同路線終點ヨリ大岡町字千保千三百十六番地地先市郡界ニ至ルノ路線

六 元町二丁目百七番地々先ヨリ山手町七十四番地地先ニ至ルノ路線

七 上野町十四番地ロ號地先ヨリ上野町十二番地々先ニ至ルノ路線

八 都市計畫街路第七號ノ内野毛町四丁目百九十七番地地先ヨリ伊勢町三丁目八十九番地ノ二地

先迄及伊勢町三丁目八十九番地ノ二地先ヨリ西戸部町字池ノ坂九百九十五番地ノ二地先ニ至ルノ路線

九 上野町十三番地ノ一地先ヨリ北方町字上野六百三十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十 都市計畫街路第一號ノ内神奈川町浦島町百三十四番地ノ七地先ヨリ同百三十二番地地先迄及久保町字道上千百五十二番地ノ一地先ヨリ同千五百二十八番地地先迄

十一 本牧町字臺百四十五番地ノ一地先ヨリ同百四十六番地地先ニ至ルノ路線、都市計畫街路第四號ノ内本牧町字臺百四十六番地地先ヨリ同字原終點迄及同路線終點ヨリ本牧町字矢二千四百九十四番地「イ」ノ一地先ニ至ルノ路線

十二 都市計畫街路第五號ノ内神奈川町字鳥越千九百七十二番地地先ヨリ市郡界六角橋南詰終點迄

十三 都市計畫街路第六號ノ内西戸部町字塩田千二百四十六番地ノ一地先ヨリ淺間町字鹿島六百十六番地ノ二地先市郡境界迄

十四 都市計畫街路第八號ノ内南太田町字谷戸耕地二百七十番地地先市郡境界ヨリ井土ヶ谷町字

川田起點迄及都市計畫街路第十八號ノ内井土ヶ谷町字川田起點ヨリ大岡町字大橋詰四十九番地地先迄

十五 都市計畫街路第十二號

十六 都市計畫街路第十六號ノ内子安町字七島百十三番地地先ヨリ同字神ノ木終點迄

十七 都市計畫街路第十九號ノ内千歲橋西詰ヨリ南吉田町字南六ツ目終點迄

十八 都市計畫街路第二十號ノ内中村町字西ノ谷起點ヨリ南吉田町字南六ツ目三百八十六番地ノ「口」地先迄及南吉田町字北六ツ目百七十二番地地先ヨリ南太田町字西中耕地終點迄

十九 都市計畫街路第二十一號ノ内本牧町字小湊起點ヨリ同百七十九番地地先迄

二十 都市計畫街路第二十二號ノ内蔵田町字井領田二百九十二番地地先ヨリ南太田町字清水耕地終點迄

二十一 西戸部町字西ノ原千五百五十六番地地先ヨリ久保町字大谷七百八十三番地ノ一地先ニ至ルノ路線

二十二 大岡町字樋ノ口五百十二番地ノ二地先ヨリ觀音橋ヲ經テ弘明寺町字前田百三十三番地地先ニ至ルノ路線

二十三 青木町字反町五百五十一番地ノ二地先ヨリ同字反町五百二十三番地地先ニ至ルノ路線

二十四 磯子町字禪馬二十番地ノ三地先ヨリ同字濱千六百四十五番地ノ乙地先ニ至ルノ路線

二十五 磯子町字濱千六百八十六番地ノ十地先「葦名橋西詰」ヨリ磯子町字間坂千六百六十六番地ノ十八地先市郡境界ニ至ルノ路線

(二) 左記建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 石川仲町四丁目八十九番地地先ヨリ中村町字鎌千五百三十六番地イ號ノ一地先ニ至ル道路ノ西側ニ於ケル建築線

二 都市計畫街路第七號ノ内野毛町四丁目百八十七番地ノ「イ」地先ヨリ同四丁目百九十七番地地先ニ至ル道路ノ東側ニ於ケル建築線

三 磯子町字禪馬三番地ノ四地先ヨリ同二十番地ノ三地先ニ至ル道路ノ北側ニ於ケル建築線

ハ 左記專用軌道又ハ之ニ沿フ道路ニ接スル建築物ノ敷地

一本牧町字矢二千六百二十四番地ノ一地先ヨリ同字一ノ谷三千九百九十八番地ノ一地先ニ至ルノ路線

第二 工業地域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク

新港町ノ全部

平沼町一丁目、同二丁目、同四丁目ノ全部

入船町ノ全部

長住町ノ全部

高島町一丁目ノ全部

櫻木町一丁目ノ全部

内田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目ノ全部

橋町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

綠町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四番地、同五番地ノ全部

新山下町三丁目ノ全部

末吉町七丁目ノ全部

長島町七丁目ノ全部

吉岡町七丁目ノ全部

西戸部町字鹽田ノ全部

南太田町字清水耕地、同字富士見耕地、同字上耕地、同字西中耕地ノ一部(圖面省略)

南吉田町字西川外、同字南七ツ目、同字南六ツ目、同字南五ツ目、同字南川外、同字北五ツ目、同字北

六ツ目、同字北七ツ目ノ全部

岡野町ノ全部

西平沼町ノ全部

尾張屋町ノ全部

久保町字殿田、同字宮下、同字寺下、同字反町、同字鹽田ノ全部

同字道上ノ一部(圖面省略)

神奈川町字棉花町、同字渡邊、同字浦島町、同字富家町、同字新町、同字稻荷町、同字神明町ノ全部

神奈川町字中丸、同字浦島丘、同字立町ノ一部(圖面省略)

青木町字内海、同字鶴屋町、同字北幸町、同字南幸町、同字臺町下ノ全部

淺間町字霜下、同字大新田、同字社宮司同字鹿島、同字神明下、同字淺間下ノ全部

星野町ノ全部

橋本町町一丁目、同二丁目、同三丁目、同町地先埋立地ノ全部

新浦島町一丁目、同二丁目ノ全部

千若町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

守屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

子安町字溝下、同字神ノ木、同字大口、同字七島ノ一部(圖面省略)

中村町字西ノ谷、同字池ノ下ノ全部

中村町字彌八ヶ谷ノ全部

根岸町字分田、同字廣地ノ全部

根岸町字上、同字馬場、同字坂下、同字下、同字西芝生ノ一部(圖面省略)

瀧頭町字原、同字濱、同字上江、同字北田、同字廣地ノ全部

磯子町字禪馬ノ一部(圖面省略)

堀内町字女坂、同字新川、同字富士塚、同字石畠ノ全部

堀内町字荒畠、同字柿ヶ谷ノ一部(圖面省略)

薛田町字井領田、同字耕地、同字一本松、同字矢畑、同字下ノ前、同字宿、同字薛田橋、同字一ノ坪、同字山ノ根、同字門田、同字三反田、同字居尻、同字東谷、同字五反田、同字榎木坪、同字六反目、同字廻リ坪、同字町田、同字八反目、同字雜色、同字堂面ノ全部

井土ヶ谷町ノ全部但シ同字山ノ根ノ全部ヲ除ク

大岡町字鰯袋、同字樋ノ口、同字北ノ前ノ全部

大岡町字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字前田、同字堰ノ上ノ一部(圖面省略)

弘明寺町字北ノ前ノ一部(圖面省略)

第三 住居地域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地併シ第一商業地域之部及第二工業地域之部ニ掲タルモノヲ除ク
横濱市ノ全部

第四

第一項ニ揚タル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル道路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ
依ル

◎内務省告示第百二十八號

大正十一年十二月二十三日内閣認可東京都市計畫目黒川改修事業ハ大正十二年度ヨリ大正十九年度迄
八箇年度ニ繼續執行スルコトニ改メ大正十四年度ヨリ大正十九年度ニ至ル執行年度割ヲ左ノ通定ムル
ノ件大正十四年八月六日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十四年八月十一日

約五分四厘

内務大臣 若 機 禮 次 郎

大正十五年度

約二割四厘

大正十六年度

約二割一分六厘

大正十七年度

約二割二分一厘

大正十八年度

約一割七分七厘

大正十九年度

約一割二分四厘

◎内務省告示第百三十九號

大正十年五月十三日内閣認可東京都市計畫事業中並大正十一年七月十二日内閣認可東京都市計畫街路ノ新設擴張及河川運河ノ新整修埋立事業執行年割中左ノ通變更スルノ件大正十四年八月六日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十四年八月十一日

内務大臣 若 梶 禮 次 郎

第一 大正十年五月十三日内閣認可東京都市計畫事業中左ノ通改ム
東京都市計畫街路ノ部

二等大路第二類第一

四谷區仲ノ町學習院初等科前ヨリ赤坂區權田原町ニ至リ更ニ千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ大字代々木八十九番地地先明治神宮ニ至ルノ路線中千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ

大字代々木八十九番地地先明治神宮ニ至ル區間ノ幅員「十三間」ヲ「二十間」ニ改ム

第二 大正十年五月十三日内閣認可東京都市計畫事業中左ノ街路ノ新設及擴張ハ大正十四年度ヨリ大正十五年度迄二箇年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年度割左ノ通定ム

一等大路第三類第三號路線中天現寺橋ヨリ四ノ橋ノ北詰ニ至ル區間

一等大路第三類第十號路線中東京市區改正設計第二等線トノ街角

二等大路第一類第七號路線

二等大路第二類第一號路線中千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ大字代々木八十九番地地先明治神宮ニ至ル區間

二等大路第三類第三號路線中市ヶ谷臺町九十三番地三十一號地地先ヨリ同七十五號地地先ニ至ル區間
至區間

街路ノ新設擴張事業執行年割

大正十四年度

約七割四分一厘

大正十五年度

約二割五分九厘

第三 大正十一年七月十二日内閣認可東京都市計畫街路ノ新設擴張及河川運河ノ新鑿改修埋立事業執行年度割中東京市長ノ執行スヘキ事業ノ執行年度割ハ之ヲ廢止ス

◎内務省告示第四十號

東京都市計畫東京市下水道(速成)事業執行年割左ノ通決定スルノ件大正十四年八月六日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十四年八月十一日

内務大臣 若 楠 禮 次 郎

東京都市計畫東京市下水道事業中第一區ニ屬スル高段、中段幹枝線ノ一部同低段枝線ノ一部及第二區ニ屬スル枝線ノ一部ハ之ヲ速成事業トシテ大正十四年度ヨリ大正十七年度迄四箇年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年割左ノ通定ム

大正十四年度 約二割二分三厘

大正十五年度 約二割七分八厘

大正十六年度 約三割四分五厘

大正十七年度 約一割五分四厘

◎内務省告示第一百四十一號

大正十三年三月十一日内閣認可横濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中左ノ通變更スルノ件大

第十七號路線及第十五號路線ヲ左ノ通改ム

番號 路線(起終點及經過地) 延長(約) 幅員

七	西戸部町扇田ヨリ伊勢町、日出町長者橋ヲ經テ 千秋橋南詰ニ至ル	二、三五四 <small>米</small>	一八乃至二二 <small>*</small>
	内譯	西戸部町扇田ヨリ伊勢町迄	九六二
	伊勢町ヨリ日出町迄	六三六	一一八
	日出町ヨリ千秋橋南詰迄	七五六	一二二

一五 表高島町六丁目ヨリ西戸部町扇田ニ至ル 一、〇六三 一二二

◎内務省告示第二百十一號

大正十三年四月一日内務省告示第百七十號東京都市計畫並事業及其ノ執行年割中第二號隅田公園ヲ左ノ通改ムルノ件大正十四年十二月八日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十四年十二月十二日

内務大臣 若 楠 禮 次 郎

番號 名稱 位 置 面積(約)

二 隅田公園 本所區新小梅町、向島小梅町、向島須崎町ノ内並淺草區花川戸 三萬九千坪

◎内務省告示第二百十二號

東京都市計畫河川改修及其ノ事業執行年割左ノ通決定スルノ件大正十四年十二月八日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十四年十二月十二日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

第一 東京都市計畫河川改修ノ件左ノ通定ム

名稱 區 域 延長(約) 幅員

古川 一ノ橋ヨリ天現寺橋ニ至ル 一、二八八 八

第二 前項ノ計畫ハ都市計畫事業トシテ大正十四年度ヨリ大正二十年度迄七箇年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年割左ノ通定ム

河川改修事業執行年割

大正十四年度	約七分七厘
大正十五年度	約一割九厘
大正十六年度	約一割九厘
大正十七年度	約一割九分一厘
大正十八年度	約一割九分

大正十九年度 約一割六分二厘

大正二十年度 約一割六分二厘

518
101

大正二年秋
月日

明治二年秋
月日

518
101

518
101

518
101

518
101

